

令和5年2月定例会会議録

令和5年豊郷町議会2月定例会は、令和5年2月28日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- |         |  |
|---------|--|
| 議第 1 号  | 専決処分につき承認を求めることについて<br>(令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第9号)) |
| 議第 2 号  | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて             |
| 議第 3 号  | 豊郷町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案                   |
| 議第 4 号  | 豊郷町個人情報保護法施行条例案                                |
| 議第 5 号  | 豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案                 |
| 議第 6 号  | 豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案                          |
| 議第 7 号  | 豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案                     |
| 議第 8 号  | 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案                         |
| 議第 9 号  | 豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案    |
| 議第 10 号 | 豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案            |
| 議第 11 号 | 豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案               |
| 議第 12 号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案                        |
| 議第 13 号 | 豊郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案                   |
| 議第 14 号 | 豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案                         |
| 議第 15 号 | 令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)                         |
| 議第 16 号 | 令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)                  |
| 議第 17 号 | 令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第4号)                        |
| 議第 18 号 | 令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)                       |
| 議第 19 号 | 令和5年度豊郷町一般会計予算                                 |
| 議第 20 号 | 令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算                         |
| 議第 21 号 | 令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算                           |
| 議第 22 号 | 令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算                        |
| 議第 23 号 | 令和5年度豊郷町水道事業会計予算                               |

議第 2 4 号	令和 5 年度豊郷町下水道事業会計予算
選挙第 1 号	湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について
請願第 1 号	精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願
発議第 1 号	豊郷町議会の個人情報保護に関する条例案
発議第 2 号	議員派遣の件

**河合議長** 皆さん、おはようございます。これより令和5年2月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

去る2月9日にお亡くなりになりました(故)日比野雄二様のご冥福をお祈りいたしまして、まず、黙禱をささげたいと思います。ご協力をお願いいたします。皆さん、ご起立をお願いします。

(黙 禱)

**河合議長** お直りください。着席願います。

ご協力ありがとうございました。

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市議員、9番、西澤清正議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より20日までの21日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和4年11月分から令和5年1月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますからご了承願います。

次に、地方自治法の規定により本定例会の説明員として、お手元に配付の文書

のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第1号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 伊藤定勉町長。

**伊藤町長** 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には承認案件1件、同意案件1件、条例制定案件3件、条例改正案件9件、令和4年度豊郷町一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案件4件、令和5年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の当初予算案件6件の計24件の議案を提案させていただいております。

どうぞ慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

専決処分いたしました令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第9号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を59億9,034万8,000円とするものでございます。

歳入では国庫支出金177万8,000円、県支出金1万4,000円、町債984万1,000円を追加し、繰入金475万円を減額するものであります。

次に歳出では、民生費326万2,000円、衛生費180万6,000円、農林水産業費181万5,000円を追加するものであります。

主な内容としましては、歳入では、国の伴走型相談・出産子育て支援交付金事業に係る国費と県費を。また、町の歳入の減収が見込まれることから減収補填債を追加しております。

歳出については、先の伴走型相談・出産子育て支援交付金事業に加え、保育士不足が原因で待機児童を出さなくて済むよう町立保育園でも人材派遣を委託す

る費用と安食南の農業用ポンプの修繕に係る補助金を追加しております。

いずれも今年度中に事業に着手する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、1月13日付で専決処分をしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 ただいま町長より提案説明を受けましたが、専決の中で安食南の農業用ポンプの改修というのはどういうものなのか、場所と内容とどういう修繕なのか、ちょっと具体的な中身の説明をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 改めまして、おはようございます。それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

安食南区からの要望におきまして、西ノ宮池の揚水機設備のポンプの更新に伴うものでございます。中身につきましては、ポンプの交換と制御盤の交換になっております。県の方が滋賀県の土地改良事業補助金で採択されましたので、それに合わせて町の補助金を豊郷町土地改良事業補助金交付要綱に基づき計上させていただいたものでございます。

以上です。

今村議員 場所をはっきり言ってほしいです。西ノ宮池だけでは分かりません。

産業振興課長 今村議員さんの家の近くのポンプ場になっております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 西ノ宮池というのは、場所は今はっきり分かりました。あそこの木の伐採とかやっておりましたので、改修か何かするのかなと思っておりましたが、あの農業用水をずっと南村の方に持って行って、みんなでやっはるんですけれども、あの農業用水というのは、あそこはすごく深いんですよ、深い池なんです。フェンスもそんなにしっかりもしていないから木がなくなってからというもの、やっぱり子どもが何かでよじ登ったりしたらどうなるんやろうと心配をしていたんですけれども、安全対策として今回の修繕で県から認可されて補助も出るんでしょうけれども、あの辺は住宅地になっていきますし、新興住宅地もありますし、

あつてはならないけど、何かそういう事故でも起こると大変だなと思っておりましたが、そういう面の安全対策はどのようなことを考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興課長 はい、議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質疑にお答えをいたします。

フェンスの方がちょっと古くなって危険だということですが、確認はさせていただきますけれども、管理の方は安食南区でされておりまして、今回の補修につきましては入っておりませんので、その旨は考えさせていただきます。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 管理は安食南区というのは当然ですよ、あそこの所有のものですからね。でも、その周辺に住んでいる住民、また、児童・生徒の本当に安全を確保するということは町の大事な仕事なんです。ですから、そういった面で安食南と協議していただいて、やっぱり町がやるべきこともないとは思いませんので、そういうことを万全に町長を含めて考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

河合議長 答弁ええのか。

今村議員 答弁してください。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再々質疑にお答えをいたします。

安食南区さんにご相談をしながら、協議してまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第1号につきまして質疑をさせていただきます。

9ページの歳出の部、児童福祉総務費についてお尋ねします。

人材紹介委託料326万2,000円と出ていますけれども、事前にお話を伺いに行きましたら、私たちの町は保育士ワーカーとか、保育士人材バンクというところに紹介してくださいと手だてを打たれるみたいなんですけれども、こういう項目で過去にも100万円ずつの予算計上があったかなと思うんですけれ

ども、今回こういう端数が出ているというのはどういうお金の配分なのかというのと、何人分なのか。そして、応募した方は大体どのくらいのお給料をもらうという条件を示していらっしゃるのか、お願いいたします。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

人材紹介委託料でございますが、こちらにつきましては町長が説明いたしましたように、愛里保育園の採用にかかります委託料を計上しております。パートタイム、フルタイム、3人分。あと、4時間勤務のパートタイム2人を計上しております。こちらの計算としましては、想定年収の30%、もしくは40万円のいずれか高い方という形で上げさせていただいております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑させていただきます。

つまり、これだけの人数の方が不足という見込みでの計上なんですけども、例えば、フルタイムとかパートとか4時間だけという方は、いろんな条件が変わってくると思うんですよ、人材派遣にお願いするときね。つまりは30%をその人材派遣会社に払うということになりますと、この愛里保育園に来てくださる方々はそれぞれの勤務体系によって大体どのくらいの給料を保障されるのか、どういう条件を出されているのかを教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、採用予定の方に応じまして金額等は変わってくるかと思えますけれども、4時間勤務のパート職員さんでありましたら、大体想定時間給が1,137円と計算しておりまして、こちら4時間で週5日来ていただいて、年間52週と計算いたしましたら、103万4,670円の計算の下、計算させていただいているところでございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
これより議第1号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。  
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。

よって、議第1号は原案どおり承認されました。

日程第5、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員である豊郷町大字安食南208番地、村岸隆一郎氏が令和5年3月31日付で任期満了となります。続けて選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るものでございます。任期は令和5年4月1日から3か年でございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

- 河合議長 全員起立であります。
- よって、議第2号は原案どおり同意されました。
- 日程第6、議第3号豊郷町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。
- 町長、提案理由の説明を求めます。
- 伊藤町長 はい、議長。
- 河合議長 伊藤定勉町長。
- 伊藤町長 議第3号豊郷町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明申し上げます。
- 令和3年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることから、本町の条例に所要の改正が必要となりましたので、一括して改正するものであります。
- 主な内容としましては、令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年4月に65歳になること。60歳を管理職の上限年齢とするいわゆる役職定年制が導入されること。60歳超えの職員の給与水準が当分の間60歳時点の7割水準となること。60歳を超え定年までの間に退職しても、定年退職として退職金の算定がされることなどであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 今村議員 はい、議長。
- 河合議長 今村議員。
- 今村議員 議第3号豊郷町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、これもちょっと説明をいただきたいんですが、国の法改正で定年が60歳から65歳に引き上がることで、役職定年も60歳だと。それでいきますと、うちで現管理職の皆さんの中で60歳役職定年、それ以降は給与が70%という形の条例改正なんですけれども、豊郷は職員の年齢区分がすごくいびつなところですから、60歳に今の管理職の中で一番早く到達する管理職の方の年齢は何歳の方なんでしょうか。
- それと、役職定年ということで60歳まで役職をして、その後、給与が3割カットされるわけですね。でも、豊郷の場合は役職にならない職員さんも60になったら同じように7割支給になるんでしょうか。給与表をみたら給与の基準がやっぱりそれなりに違いますから。そういうところはどうなっているのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。
- 総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをします。

まず1点目、一番早いのはということでしたけれども、今、ちょっとはっきりあれですけど、54歳が最高齢の管理職です。

今村議員 人数は、ついでに。

総務課長 人数は2人です。ですので、当分の間、実際この条例が運用されるような事態にはならないというような状況でございます。

それから、給料7割水準の件ですけれども、それにつきましては、管理職、一般職にかかわらず7割水準になってきますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

今村議員 議長、動議。

河合議長 何の動議ですか。

今村議員 この議第3号は議運の中では即決ということで可決されましたけれども、職員の給与に関する重要な問題ですので、これは総務委員会に付託して、やっぱりその中身を慎重に審査すべきだと思います。提案いたします。

議員 賛成。

河合議長 ただいまの動議は賛成の方がおられますので、成立いたしました。議第3号を総務産業建設常任委員会に付託する動議です。

ただいま、今村議員から議題となっています議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託する動議を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり、議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。

よって、議第3号を総務産業建設常任委員会へ付託することの動議は否決されました。

したがって、議第3号を本会議において審議します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第3号豊郷町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第7、議第4号豊郷町個人情報保護法施行条例案から日程第8、議第5号豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第4号豊郷町個人情報保護法施行条例案及び議第5号豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案について一括してご説明申し上げます。

従来、各地方自治体や民間企業などが独自に制定していた個人情報保護に関するルールを全国的に統一したルールとするために法律が改正され、本年4月1日から施行されることから、議第4号ではその運用の細かい部分を施行条例として制定するもので、議第5号では審査会条例において参照する条文が従来の町の条例から国の法律に変わりますので、所要の一部改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第4号豊郷町個人情報保護法施行条例案につきまして、全協等で説明を受けたんですけれども、情報公開は従来どおり私たちの町は変わることはないということなんですけれども、それでは、自治体によって凸凹があったという表現でお聞きしたんですけれども、どういうところが違ったのか。私たちのこの保護条例案はベターなものだという認識に至っているのかどうかを教えてください。

総務課長 はい。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えします。

従来の本町の個人情報保護条例につきましては、国が示しております標準的なものを使っておりましたので、今と今後とが変わることがないというご説明をさせていただきました。また、自治体等によって扱いが違う部分があるということもご説明させていただきましたが、これにつきましては自治体もですし、民間も関わってきますので、やはりそれぞれの細かい項目については差異があったというふうに認識をしております。ただ、具体的にどこのどれがどう違ったかというところまでは把握はしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 ありません。

河合議長 他に質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第4号豊郷町個人情報保護法施行条例案につきまして、これは国が提示した標準型のやつで町もつくりましたという説明なんですけど、国家の持っている国民の個人情報が漏れいしたり、いろんな問題がいっぱい起きているんですけども、地方自治体においては条例化するに当たって、豊郷町の町民の個人情報、地方自治体はいっぱい情報を持っているんですね。だから、地方自治体こそ個人情報の保護の防波堤としてプライバシーを守る、こういった個人情報を守る、こういったことで標準的なこの枠以上にやる自治体もあるわけですけども、豊郷では今後、どういうことに力を入れて、まずは個人が同意しないのに勝手に情報をあちこちに出すということは当然いけないことですけども、それは本人に同意をまず諮るといふ条項もありませんので、勝手にいろんな請求をされたら、うちは自治体クラウドにも入っていますし、その情報がどんどん行ってしまうと大変なことにもなりますので、個人の同意を得るといふ厳密な町の条例化の中の項目として、その下でこの情報は出してもいいですかというものだけは出すという形のこと規定していかない限りは、だだ漏れであちこちに漏れていく、企業に漏れていく、国にも情報が全部集約されていく。こういう危険性が非常にあるんですけども、今後の改善点は豊郷では何があるのかということをお聞きしたいと思います。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今般の個人情報保護法施行条例につきましては、個人情報というものの定義としましては、今回の条例には定義をされておられません。国の個人情報保護に関する法律の中の第2条において、個人情報とはこういうものであるというふうに定義をされております。また、その中には開示についてと、それと利用停止等についても規定が国の法律の方でされておりますので、本町としましては、国の法律に従い運用をしていくというものでございます。

それと最後になりますけども、従来から豊郷町においては不必要に個人情報を開示するようなことは行っておりませんので、今後も同様にさせていただくということは変わらないということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 今、総務課長の答弁をお聞きしましたが、豊郷町で行政が管理している個人情報。住民基本台帳、選挙人名簿管理台帳、それから住民税の台帳、軽自動車税、就学に関するいろんな台帳、国民年金の台帳、国民健康保険、また、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援、もう様々な住民生活に関わる深い自治体情報をもう既に持っているわけですね。そういうのを本人の承諾なしにそれをどんどんあちこちに請求があったら出していくということは、これから非常に問題が出てくると思うんです。

だからそういうことを、やはり条例というのは具体的に、これは施行条例と書いてありますから施行に当たり豊郷ではこういうことは本人の承諾なしにはやりませんよとかね、今回は標準的なやつをつくってはるからこれで今後の検討課題になるんやろうとは思いますが、今、国が進めているマイナンバーにしてもどんどんいろんなものをくっ付けていこうということを考えていますよね、デジタル庁をつくって。

だからそういう危険性、国民の基本的なプライバシー、個人情報がどんどん国から企業に、地方自治体から企業に飛び、金融機関、医療機関にどんどん流されていくと大変なことになりますので、そういうことを国民の1人として、また町民の1人として懸念するんですけれども、そういうことは今後、これは条例やからその後また要綱やそういった中で含めて検討はしていただけるのでしょうか。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、本町におきましては従来からそんなに不必要にどんどん個人情報を外部に漏らすというようなことは行っておりません。

また、今回の個人情報の保護に関する条例第61条につきましても、個人情報の保有の制限等ということで、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないということと、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないというふうに規定をされております。

ですので、本町としましても不必要な個人情報は当然集めませんし、また、逆に外部に出す場合も法令等に基づきまして、それに基づいたものだけしか出しませんので、議員の懸念されるようなことはないというふうにご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 いいです。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

今村議員 議長、動議。

河合議長 何の動議ですか。

今村議員 この議第4号につきましても慎重審議を、定例会ですから委員会がありますので、総務産業建設常任委員会の方に付託することを提案いたします。

議 員 賛成。

河合議長 この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。議第4号を総務産業建設常任委員会へ付託する動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり、議第4号を総務産業建設常任委員会へ付託することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。

よって、議第4号を総務産業建設常任委員会へ付託することの動議は否決されました。

したがって、議第4号を本会議において審議します。

これより、議第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第4号豊郷町個人情報保護法施行条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員

(起立、全員)

河合議長

全員起立であります。

よって、議第4号は原案どおり可決されました。

これより、議第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

今村議員

はい、討論。

河合議長

討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員

はい。

河合議長

今村議員。

今村議員

それでは、議第5号豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

この問題は先の全協でも取り上げられましたが、審査会の条例案の中にはまだ議決も経ていない議会の個人情報保護条例案の条項が入っております。この問題について、議案進行日程表がおかしいんじゃないかということが議員からも提案が出ましたが、事務局の説明では、こういったことは内閣法制局の判例で可能であるということ、また、近畿町村議長会でも可能であるというような話がありましたが、本来、この豊郷町議会の中で成立もしていない、議決も経ていない、こういった条例を基にしたこういう審査会の条例をつくるというのは、改正案を出すというのは本末転倒だと思うんです。議会の議員のやっぱり役割を逸脱する行為であるということは、この場で議長に対しても明確に申し上げなければならないと思います。

そういった観点で、やはり公正な議会運営を求める立場で今回のこの上程の仕方は間違っていますので、反対といたします。

河合議長

次に、本案に対する賛成討論を許します。

議 員

なし。

河合議長

他に討論ありませんか。

議 員

なし。

河合議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第5号豊郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正す

る条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、議第5号は原案どおり可決されました。

日程第9、議第6号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第6号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第4条では、窓口でのQR決済を導入するに当たり所要の改正を行うもので、別表1関係では、高齢者や字の役員の負担を減らすため、来年度から粗大ごみの戸別収集を開始するに当たり、処理費の一部を受益者負担として徴収させていただくもので、その手数料を設定するものではありません。

最後に別表2関係は、滋賀県屋外広告物条例の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第6号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第6号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

日程第10、議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案についてご説明申し上げます。

この条例は町の機関に係る手続等において、関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものであります。

この条例の制定につきまして、個別条例等を改正せず、これまでの紙などによる手続きに加えて、オンラインによる手続きをプラスするもので、窓口混雑の解消や窓口への来庁が困難な方の負担軽減と、町民の皆様方の利便性の向上が期待できるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案につきまして、住民の利便性を高めるという町長の説明でありましたが、うちは県下で一番小さな町で、全長7.8平方キロメートル以内で非常にコンパクトな町なんですけれども、いろんな手続等で役場に来られないという方たちはどういう方たちを想定してこれを出しているのか。今のこの機能に乗ってできるような人たちというのはどういう人たちなのか、今回の提案の中で考えているのか。町民の皆さんが直接各課で受け付けしたりいろんなこともなさっておりますので、その点でどういうことが一番これで改善されて、町民の利便性がよくなるのか。具体的に各課、受付業務の多いところがありますので、説明をお願いいたします。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

この条例を制定したときに、まず、具体的にどういう人たちに一番利便性があるかということなんですけども、まず、町で言うとたくさんの補助金申請とかがあるんですけども、こういう補助金申請に対して、今後、整備が整いましたらオンライン等で申請ができるようになるということで、今まで申請を紙でやっていたものもプラスしてオンラインによる手続ができるようになるということです。ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 オンライン手続きができるというのは分かるんですけど、そういうオンライン  
手続きができない方もいらっしゃると思うんですが、そういう人たちのいろんな  
補助金や他のいろんな申請。それは、情報通信のこの条例をつくることで改善は  
されないわけですよ。そういうことに慣れている人たちは若い人たちを中心に  
すぐできると思うんですけども、家庭でそういう装置もなければ、理解もや  
り方も分からない、そういう人たちはこの条例から全部排除されるというふ  
うに理解したらいいんですね。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

ご質問で言っているのは、オンライン申請とかできない人はどうするのかと  
いうことやと思うんですけども、今の紙でやる申請は残してオンラインでもで  
きるということですので、別に今オンラインでできない方に対しては、そのまま  
紙なりの申請で受け付けはできますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 だからそれは分かるですよ。でも、やっぱり今、わが国は超高齢社会です  
よね。役場に申請に行くのも車椅子で来なければいけない、ヘルパーさんに付き添  
われて来なければいけないとか、いろんなケースもありますよね。だから、オン  
ラインで申請できるという人は、障害者でもオンラインをやっている人もいま  
すからあれですけど、ほぼそういうことに慣れた人たちだけなんですよ。

だから私は、やっぱりそれ以外に外れた人たちがいろんなことを申請できる  
とか、漏れないようにするとか、そういうこれからはきめ細やかな行政の指導が  
必要じゃないかなと思うんですけども。今回のこれは国のデジタル庁の最た  
るお話ですけど、こういうことばかり一生懸命法制化していくんですけどね。豊  
郷町は地方自治の町民の砦ですから、町民全体のそういう人たちのことも考え  
て仕事をしていただきたいと思うんですが。そういった面では、福祉や医療の  
担当課ではそういうケースが多々あると思うんですけど、そういったところで  
はどういうふうな工夫をしていくのか、ちょっと説明してください。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

なかなかスマホも使えない、そして役場にも来られない方に対するサービス等につきましてですけれども、今回のこの整備につきましては先ほど申し上げたように住民さんの利便性、また効率性を高めるため向上させるためのシステムですので、そういうなかなか来れない方に対しましては、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案について、ただいまの担当課長の答弁と町長の提案説明が違うんです。議論がかみ合っていない。役場に来られない方の利便性を高めるためにこれをしたというのが町長の提案説明です。今の担当課長の答弁は、前半がなくて利便性を高めるためにという答弁なんです。だから、利便性を高めるために提案したんだというのはもうそれはそれで了解なんです。提出されるからには、役場に来られない方というのはどういう方を想定してこれを提出したのか。これは担当課として準備をしなければならない。それは当然のことです。

ところが町長の先ほどの提案説明と担当課長の説明が違うというのはいかなものか。本来、担当課長の説明というのは町長の提案を補足するわけでしょう。補足しなければなりませんよ。ですから、先ほど同僚議員も質問しているように、難しくないんです。この条例案を提出するに当たって、提案にあった役場に来られない方というのはどのような方を想定して、そしてこういう提案をしたという説明がないと、提案説明と議論をかみ合わす必要があるんじゃないかということをお願いしたい。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

これからのデジタル社会に向けて、やはり仕事で忙しい方ならびに要するに外へ出るのがおっくうな方、そういう方たちに対してこういうようなオンライン手続ができるようにと。それと高齢者の皆さん方は、今まで講座を開いておりますけれども、スマホの研修会等を開きながら徐々に慣れていただく、そういう思いを持っておりますので、その点ご理解のほどよろしく申し上げます。

河合議長 再質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。  
河合議長 他に質疑ありませんか。  
高橋議員 はい、6番。  
河合議長 高橋議員。  
高橋議員 それでは、議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案について質疑いたします。

後半の第9条というところに、手続等に係る情報システムの整備とあります。先ほど町長からスマホ、パソコン等を使える方を増やしていくための手だてを打ちますというお答えがありましたけれども、加えて私は2番目の前項の措置を講ずるに当たっては情報通信の技術の利用における安全性および信頼性を確保するよう努めるというところにも注目しています。

といいますのは、コロナの申請のときにアドレスは1つでないと駄目とかありましたでしょう。ということは、例えば私が誰かに申請の文書等を頼まれて、そして自宅から役場に送信するとします。それがオーケーならば、頼んでもないのにしはったとか、全然違う内容で役場に送ってしまっているとか、そういう信頼性、安全性というところの確保というのはどのように考えておられるのかというのを説明してください。

企画振興課長 はい、議長。  
河合議長 山田企画振興課長。  
企画振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

ご質問の安全性及び信頼性のシステムの整備についてのご質問かと思いますが、先ほど、自分がやっていないのに誰かがやったとか、そういうことが起こらないためにもということですが、今回オンラインでする場合に本人確認等につきましても、今まで紙ですと本人確認で免許証なり、本人確認申請を行った上でやっております。今回のオンラインにつきましても、マイナンバーカードなどの利用によって本人を特定して、申請を受け付けるものとなっておりますので、その点、本人の個人ナンバーによって行われますので、本人以外が申請できないものとなっておりますので、安全性等につきましても確保できているものと理解しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。  
高橋議員 はい、6番。  
河合議長 高橋議員。  
高橋議員 それでは、再質疑させていただきます。

これを読んでいたときにマイナンバーが必要とかいうところに私、該当するところにいまだ行き着いていないんですけれども。つまり、パソコンがあったり、そして、マイナンバーをちゃんと登録している方しか駄目だという認識でいいんですね。そして、例えばこういう申請をしたいけれども、代わりに作ってくれないか、役場に送ってくれないかというような相談があったときには、それは駄目だということになるんですね。

企画振興課長 はい。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

マイナンバー等のことにつきましては、第8条の添付書類等の省略について住民票の本人確認をする場合に個人番号カードの利用その他の措置であって、本人確認をするというふうになっております。

また、先ほど申請を頼まれたときに本人しか利用できないかということなんですけれども、今回、想定していますのが、先ほど申し上げたいろんな補助金申請なり情報公開条例の申請なりがあるんですけれども、本人を特定するにはマイナンバーの番号なりで本人確認をするんですけれども、補助金申請等につきましては、言わば区なり、自治体なりからの申請も想定されておりますので、特に本人でないと申請できないわけではないと。すいません、明確な答えになっていませんが、また、この点につきましては委員会なりでちょっと確認して報告の方をさせていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第7号豊郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第7号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第11、議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産一時金が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日については令和5年4月1日となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第8号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12、議第9号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第9号、豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本町では、今日まで彦根薬剤師会が代理となり、小中学校、幼稚園の薬剤師を配置いただき委嘱しておりますが、学校薬剤師の報酬は県下市町の報酬と比べ低い状況であり、このままでは薬剤師の配置が難しくなるのを受け、一定

の是正をさせていただきたいと考えているところであります。このことから、薬剤師の報酬を小中学校では年額4万円を年額7万円に、また、幼稚園では年額4万円を年額5万円に改正いたしたく条例の一部を改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 この報酬改定の金額の設定なんですけど、これはどういう決定で、時給で何人分とか何か市町によって報酬が様々なんですけど、特に薬剤師さんとかいろいろ言うてましたじゃないですか。それはうちの町の決定額の算出根拠だけ教えてください。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、本改正につきましては、県内市町の平均月額を根拠とさせていただきます。お願いいたします。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第9号豊郷町特別職の職員で非常勤のもののおおの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第9号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第13、議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案から日程第14、議第11号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案ならびに議第11号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

今般、豊郷スポーツ公園内におけるバンガロー跡地整備工事が完了しましたので、指定管理者であるアザックとよさとと協議を行い、名称をサブグラウンドとして運用することと考えています。そこでまず、議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案では、表にサブグラウンドを追加する改正を。

次に、議第11号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案では、町内の使用者は昼間使用の場合30分につき100円、町外の使用者は昼間使用の場合30分につき200円の使用料を徴収するため、徴収に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

西澤博一議員 はい、議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、議第10号について1点質疑したいと思います。

項目は豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案と上がっているんですけども、設置および管理運営と書いてあるんですけど、管理というのはどのような形で管理をされるのか、答弁を願います。

教育次長 はい。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回のサブグラウンドにつきましての管理につきましては、アザックとよさとにスポーツ公園全ての委託によって管理をしていただく予定であります。よろしくお願いいたします。

河合議長 再質疑ありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 指定管理のアザックが管理するのはよく分かっているんです。管理の内容についてお答え願います。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤議員の再質疑にお答えさせていただきます。

サブグラウンドに伴います貸館の予約、運用ならびに清掃とトイレの設置もさせていただきましたので、併せてトイレの清掃等もお願いさせていただくところですが、スポーツ公園の中に含まれますので、全てにおいて管理の方をお願いさせていただくところでございます。

河合議長 再々質疑ありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案、続く第11号を併せてお聞きします。

アザックの方々との協議をされたということですが、その協議はどんな意見とかが出ましたか。そして、使用料を設定するに当たって、例えばスポーツ少年クラブとかサッカーとかフットサルを想定しているということだったんですけれども、少年クラブが使うのかなと思うんですけれども、この方々にはとにかく頑張って体を鍛え、そしていろんな運動を通じて心を鍛える、交流を図るなど、今から未来を担う子どもたちがこういうことをどんどんやってほしいなという願望があるんですけれども、例えば料金を半額ぐらいに設定して負担を軽くするとかは考えられなかったのかなと思いますので、この金額に至った経緯などは協議の内容でどんなふうな意見が出ましたか。

教育次長 はい。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

金額の設定につきましては、近隣の多目的運動場をお持ちのところにつきまして参考にさせていただいたと聞いております。

あと、アザックとよさととの意見交換につきましては、使用の時間でありましたりとか、金額につきましては今言いました金額を参考に協議したと聞いております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 これ、文教民生へ付託案件ですよ。

高橋議員 ちよつとだけ確認、ここで聞きます。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 再質疑させていただきます。

近隣を参考というのはよく使われるんですけども、子どもたちとか保護者の負担を少しでも軽くするための協議とか提案が全く出ずに、横ならびにこうしましようねということになってしまったのかな。その認識でよろしいですか。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑であります。金額の設定につきましては、こちらの方から近隣の状況、また現在のスポーツ公園の金額等を勘案させていただいて決めているところだと思っております。よろしく願いいたします。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例の一部を改正する条例案及び議第11号豊郷町使用料および加入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第15、議第12号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第12号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、令

和5年4月1日から施行されることとなりました。主な内容としては、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて改定が行われたため、豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第12号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

この条例は、1枚めくりますと別表の表を次のように改めるということで、占用物件の種類というのがずうっと表記されているんですけども、この占用物件の種類の中で豊郷町に該当しない物件というのは、この中でどれがそういう物件なのか。ちょっと参考までに説明していただけますか。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の質疑にお答えします。

全協の中で、該当する部分で占用物は電柱と埋設物と報告しております。なので、この新旧対照表でいきますと地下街及び地下室とか、祭礼、縁日、看板、アーチ、旗ざお、ずっと以下続いていくものについては豊郷町では今のところ申請がございません。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 地下に設ける変圧器、以下ずっとですか。あとあるのは全部。うちは地上に置ける変圧器がありますでしょう、やっぱりそういうので近隣の住宅の方なんかは電波障害とか、いろんなそういう苦情をお聞きしたりもするんですけども、これはやっぱりあれですか、企業が地下に埋設するという事は行政から申し入れたりとか、都市部はきっとそういうのが多いと思うんですけど、何せこちら辺は農村部が多いもので、あっちこちに建っていますけれども、やっぱりそういう住宅のない地域ではいいんですけど、住宅が隣接する場合にはそれなりに配慮をしてもらわなあかんのじゃないかなと思うんですが、そういったことは

話合いとかありましたでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

今村議員の今おっしゃったのは恐らく高圧のことをおっしゃられたと思うんですけど、あれは関電が電気法に基づいて引いているものでございますので、この道路占用料徴収条例では該当しません。これは、道路に係る電柱とかが対象になりますので。

あともう1つ、地下に変圧器を置いた場合というのは、無電柱化といまして、今、観光地とか重要物流道路などでそういうようなことをなさいという国から通達が来ておりますので、今後、豊郷町でいきますと重要物流道路はそういうようになっていく可能性がございます。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 再々質疑ですか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 私の認識が足りなかったというのは分かりました。そやけど、電柱の地下埋設化というのは都市部では大分進んでいますけど、そういうやっぱり企業は地域の住民に対して迷惑をかけてはいけないと思うんですね。そういった面では電柱が邪魔になって事故が起きるとか、いろいろありますよね、はっきり言って。今そういうことも多くなりましたので、そういった協議は、高圧電圧のああいうのもいっぱい豊郷にはまだありますけれども、やっぱりちゃんと行政としてはそういうことに対しても申入れをして、そういうことを改善させていくということはしていただきたいと思うんですが、そういう協議の場というのは年間、定期的に何かでやっているんでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の再々質疑にお答えします。

高圧の協議につきましては、今ちょうど豊郷区域の建替えを行っています、吉

田と八町の辺りで。それについては、電気法でも定められている区域を地役権をつけて設定されてやっていますので、豊郷町がどうこう言える問題ではございませんので協議はございません。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第12号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第12号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は35分です。

(午前10時28分 休憩)

---

(午前10時38分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

日程第16、議第13号豊郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第17、議第14号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第13号豊郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案及び議第14号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について一括してご説明申し上げます。

平成29年3月24日に豊郷町簡易水道事業を統合し、豊郷町上水道事業の創設の認可を受けております。しかしながら、豊郷町水道事業の設置等に関する条例第2条及び豊郷町水道事業給水条例第2条の給水人口及び給水能力が平成10年12月に認可のままであるため、今回改正するとともに基本条例案、他

市町の条例と照らし合わせ、内容を改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第13号豊郷町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案及び議第14号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

日程第18、議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）から日程第21、議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）から、議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第5号）までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億307万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を57億8,727万5,000円とするものであります。

歳入では、町税869万9,000円を追加し、分担金及び負担金549万9,000円、使用料及び手数料206万1,000円、国庫支出金1,409万7,000円、県支出金1,091万6,000円、繰入金1億5,984万7,000円、諸収入1,385万2,000円、町債550万円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費40万円、総務費3,335万1,000円、民生費3,915万6,000円、衛生費1,580万4,000円、労働費10万円、農林水産業費170万6,000円、商工費245万4,000円、土木費4,352万8,000円、消防費2,354万7,000円、教育費4,302万7,000円を減額するものであります。

繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正のとおりであります。地方債については、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億2,561万1,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金77万3,000円、諸収入4万3,000円を追加するものであり、歳出では基金積立金81万6,000円を追加するものであります。

次に、議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第2条、収益的支出については、支出、第22款水道事業費用の既決の予定額に7万円を追加し、総計を4億7,623万9,000円とするものです。これは債権放棄による追加であります。

次に、議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

第2条、収益的支出については、支出、第51款下水道事業費用の既決の予定額に255万6,000円を追加し、総計を3億1,476万7,000円とするもので、第3条、資本的収入及び支出については、収入、第61款資本的収入の既決の予定額に547万8,000円を追加し、総計を7,669万4,000円とし、支出、第71款資本的支出の既決の予定額に547万8,000円を追加し、総計を1億9,536万3,000円とするものであります。

それぞれの主な内容としましては、一般会計から水道事業会計までは年度末につき事業執行後の不用の予算の減額が中心で、下水道事業会計については、特別損失として未収分の不納欠損を行っているものと、安食西バイパスの工事に際し、急遽、下水道管の移設が必要となりますので、その設計費用を計上したものでございます。

以上、議第15号から議第18号まで一括して説明いたしましたので、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。  
質疑をされる方は議何号の何ページと言ってください。質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、15ページです。15ページに雑入としまして、7商工費雑入、観光サイクル利用促進事業補助金とあります。この事業の効果等を説明してください。

それから、18ページです。18ページの賦課徴収費におきまして、委託料の残が高額になっていますよね、1,201万8,000円も残が出ているんですけども、こんなに大きな見込み違いというのはどうして起きるのかというのを教えてください。

それから、20ページの社会福祉総務費の中の委託料、避難行動要支援者台帳整備委託料があります。これはどういうところに委託されて、成果物はどのようになっていますか。例えば、各字別に支援者が何人ぐらいいるのかとか、そういうことがつかめる内容になっているのでしょうか。これはぜひ議員に提示していただきたいと思うんですけども、質疑いたします。

それから、24ページの労働費の中の彦根・愛知・犬上職業対策連絡協議会負担金の減があります。この減の背景と、この協議会が機能してどのような効果があったのか、課題があるとしたら何なのかを説明してください。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方で15ページの雑入、商工費雑入の9万5,000円につきましては今年度購入いたしましたレンタサイクルに対して補助金が2分の1つきましたので、その分を上げさせていただいております。購入につきましては4台購入させていただいております。

24ページの彦根・愛知・犬上職業対策連絡協議会負担金のマイナス9万円につきましては、負担金が発生しなかった分につきまして減額させていただいております。この犬上職業対策連絡協議会につきましては、愛知・犬上の公正公平な就職なりの活動をさせていただいております。彦根・愛知・犬上で研修等をさせていただいて活動させていただいておりますので問題等はございません。

以上です。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

18ページ、賦課徴収費の委託料ですけれども、主な内容といたしましては地方税共通納税税目拡大システム改修の執行残でありまして、内容を申し上げますと、地方税共通納税のQRコードの作成仕様について当初予算査定時には、システム改修要件に該当するQRコード造成に関して使用が明確ではなかったということで、想定される最大のシステム改修で見積もっていたことによる執行残でございます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方からは20ページの3民生費、1社会福祉費、1社会福祉総務費の中の12委託料、避難行動要支援者台帳整備委託料の23万9,000円の減でございます。こちらにつきましては会社はパスコさんに委託しているもので、現在入っているシステムの保守になります。登録につきましては、現在291人の同意登録がありまして、この名簿につきましては民生委員さん等に配付させていただくもので、災害対策基本法第49条第1項により町が作成を義務づけられたものでございます。自治消防等にも配らせていただいているものですが、議員の皆様にお配りさせていただくというようにはなってございませんので、提出はできません。申し訳ございません。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

15ページの商工費雑入の観光サイクルの関係なんですけれども、これを購入されたということは分かりました。この活用状況というのはどんな様子ですか。4台が月別に何回ぐらい乗っているとか、料金等が発生して町に収入としてこれだけありましたとか、そういう形での報告をお願いします。

続きまして、18ページの賦課徴収費については、とにかくこのような高額な見積りの違いというのは起こり得ることなんだと想像していたらよろしいでしょうか。そして、これはQRコードを読み込むためのシステム開発だったという

ふうにしかなメモれなかったんですけれども、また審議される当日までにもう少し詳しい説明のものがいただけたらと思います。

それから、20ページのパスコに頼まれたとか、291人が該当者だとは分かりました。私、個人名は言いません、もちろんそんなことを求めるものでもありませんので、各字とか、とにかく漏れている方がないのかとか、災害のときに民生委員さんはこれだけの方をお世話する、連絡を取るといのはとてもじゃないと思いますので、台帳を整備されたものが今後どのように生かされていくのかというのを説明してください。

それから、24ページの労働諸費につきまして、そのような会議があるという説明だったんですけれども、こういう協議をなさっていて職業に結びついた方々とか、課題とかが分かっていたら教えていただきたいんです。取りあえず何人ぐらいがこういう協議会で論議された結果でもって、就職への道を開かれることになったのかなどの説明をお願いします。

産業振興課長 はい。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

15ページのレンタサイクルにつきましては、昨年度の実績で申し上げますと49件で2万5,500円の収入がございました。今年度購入しました4件につきましてどうかという話につきましては把握しておりません。

24ページの職対協の話ですけれども、こちらにつきましては、人権問題等につきまして啓発行為を行っております。それにつきまして、何人雇用されて、何人どうなのかという話につきましては把握しておりません。

以上です。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおりですけれども、こういうことが起こり得るのかということですが、確かに予算の査定ときには全然数値がつかめなかったということで、最大の仕様のシステム改修分を見ていた関係による執行残でございます。

あと、内容ですけれども、共通納税の関係で法人税と、あと、住民税の関係ですけれども、インターネットを使って収納されるということをQRコードを通じて税目の拡大をするための改修委託料でございます。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 こちらの台帳につきまして、使い方ですが、災害時等の緊急時に連絡等で使わせていただいております。また、日常の見守りにも使わせていただいているんですが、万が一のときにはご家族さん等の連絡先が書いてありますので、そちらの方も活用させていただきます。民生委員さんが常にこの方を万が一のときに助けに行くという名簿ではございませんでして、万が一のときには協力員さんが登録されておりますので、その方がこの方を助けに行かれるというような台帳になっております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 付託案件ですよ。どうぞ。

高橋議員 それでは、15ページの商工費、観光サイクル利用促進のことにつきましてお尋ねします。

今年度の分はつかめていないということだったんですけれども、これを事業を盛り上げるために工夫していることなどは、特にこういう点で力を入れていますとか、そのようなことで結構ですので、せっかく物を買ったはいいけども、目標に達していないとかそういう感じでは町民の税金ですのでよくないと思いますので、何かこういう事業で観光を盛り上げるためのメニューをぜひ示していただきたいと思います。

そして、24ページの職業対策連絡協議会の残が多いというのが気になったんです。これは今後はどのような予算とか決算に結びついていくのかを教えてください。

以上です。

産業振興課長 はい。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

レンタサイクルにつきましては、湖東路で県内でもレンタサイクルの事業等がございます。そちらの啓発等でチラシ等も出ております。今後、豊郷町でも観光地を巡るようなプログラム等を観光協会とも協力しながら発信していきたいというふうに思っています。

24ページの職対協につきましては、一応多いということで今年度につきましては減をさせていただきますけれども、来年度からは例年どおり一律

の負担金を徴収されるということになっております。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 まず、議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）です。まず、11ページの使用料のところでは民生費使用料で公立保育園保育料の206万1,000円が減額修正になっているんですが、これは愛里保育園で子どもさんの退所が多かったのか、当初見込みよりも入る子がいなかったのか、どういう状況なのかその辺の年度末の状況を教えてください。

そして、20ページでは民生費の中の目2の老人福祉費の18番負補交で、在宅老人給食サービス事業補助金11万8,000円減と、それから地域見守り事業費補助金24万7,000円減なんですが、この事業なんですが具体的に今のぐらゐの字で実施されて、どういう事業内容を今年度はやっていただいたのか。減になっているので予算よりも参加される方が少なかったのか、事業が縮小されたのか、そういったコロナ禍の下なのでその概要を説明してください。

そして、次は25ページです。項4の住宅費の目2の改良住宅管理費の21番の補償、補填及び賠償金、420万円物件補償費が減額になっておりますが、これは分離工事も減額なんですが、これはどういう流れなのか。当初やる予定がもうできなくなったのか、それともやっぱり来年度にまた持ち越すのか、どういう状況なのかをちょっと説明してください。

そして、27ページの項1教育総務費の中の目3教育振興費で、豊郷では負補交の中で中学校休業等対応助成金ということで町独自でこの施策をつくっていただいたような感じですが、減額で230万円ということはこれで実施された、対象助成金が出された人数はどういう結果なのか、ちょっとこの辺も実態を説明いただきたいと思います。

次に、議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）に関しては歳出ですね、運用基金積立金というところで国民健康保険運用基金積立金。この補正で総額が668万3,000円、この運用基金に繰り入れるということになるんですけれども、この668万3,000円を入れたときの国民健康保険運用基金積立金の額が現時点でいくらになるのか説明をお願いします。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

人権政策課からは26ページの21番、△420万円でございますが、当初、分離不可4件、分離可能3件の7件の予算を見ておりました。1件分離不可の方の譲渡が完了しておりますので残りの分を落としに行ったということでございます。その中に来年度譲渡予定でございますが、分離不可の3件が来年度に譲渡する予定でございます。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは20ページの2老人福祉費、18負補交の在宅老人給食サービス事業補助金についてご説明をさせていただきます。現在、12の老人会の方でお食事会や、できない場合はお弁当の配付ということで実施いただいております。計画人数としましては2,703人ということで交付決定の方をさせていただいております。

その次の見守り事業費補助金でございますが、こちらの方は現在、14の字で実施をさせていただいております。字からいただいております対象人数としては343人。個別計画の作成ということで報告をいただいている人数につきましては185人ということで、交付決定の方をさせていただいております。

以上です。

教育次長 はい。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

11ページの保育所使用料、公立保育園保育料でございますが、現在の収入見込額に合わせて上げさせていただいております。世帯の課税状況等に応じて段階等が違ってまいりますので、そちらの方かと思っております。

あと、歳出の27ページ、中学校休業等対応助成金230万円の減額でございます。こちらにつきましては、現在189世帯の987万円を支出しております。当初計上しておりました予算から少し差し引きまして、減額の方をさせていただいております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、議第16号国民健康保険事業特別会計補正予算、6ページの基

金の残高につきましてですけれども、こちらにつきましては予算ベースで取崩しの方も含めまして、今年度決算見込みが7,284万4,932円となっております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第15号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第10号)を予算決算常任委員会に、議第16号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)を文教民生常任委員会に、議第17号令和4年度豊郷町水道事業会計補正予算(第4号)及び議第18号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第5号)を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第15号を予算決算常任委員会に、議第16号を文教民生常任委員会に、議第17号、議第18号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第22、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算から日程第27、議第24号令和5年度豊郷町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算から、議第24号令和5年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計の予算を編成いたしましたので、一括してご説明申し上げます。

国の令和5年度の地方財政対策では、社会保障関係費の増加が見込まれている中、地方が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を1,500億円上回る額を確保

して対応することとされました。

一方で本町の財政状況は、令和3年度決算において、町税及び普通交付税が増加したことにより全体の一般財源は増加しました。こうした中であって、継続的、安定的財政運営のために財政調整基金及び各特定目的基金に積立てを行い、財政健全性を確保したところではありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、堅実な財政運営を行う必要があります。

以上のことから、令和5年度当初予算の基本方針は第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を押さえ点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちの将来像である、「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう町民と行政が一体となって一歩先行く豊郷町を築き上げていくこととしました。

このような方針で編成いたしました令和5年度の一般会計、特別会計の状況は、一般会計53億900万円、対前年度当初比4億5,500万円、9.4%の増と、特別会計17億2,095万2,000円、対前年度当初比7,967万8,000円、4.9%の増となっております。一般会計の当初予算額について、その規模の推移を見てみますと、豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備事業、旧八号線2歌詰橋整備工事に係る普通建設事業費が増加したことにより、令和5年度当初予算総額としては増加しております。

次に、特別会計につきましては、後期高齢者医療事業では後期高齢者医療広域連合に係る納付金が微減しましたが、国民健康保険事業及び介護保険事業の保険給付費が増加したことにより、特別会計の予算額が増加しました。その結果、令和5年度は前年度に比べ特別会計の予算額が増加しました。

次に、事業会計につきましては、水道事業会計では給水戸数2,571戸、年間総給水量79万4,899立方メートル、1日平均給水量2,178立方メートル、1日最大給水量2,582立方メートル。主な建設改良事業としましては、配水管設備改良費1億3,383万9,000円を予定しております。

最後に下水道会計では、接続戸数2,561戸、年間総排水量102万7,032立方メートル、1日平均排水量2,814立方メートル、主な建設改良事業としましては、管路施設改良費4,567万7,000円を予定しております。

以上、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算から、議第24号令和5年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計、各特別会計及び各事業会計についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどご

うぞよろしくお願ひ申し上げまして提案説明といたします。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、私からは、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入の主な増減につきましては、町税が固定資産税及びたばこ税の増加により1,677万1,000円、1.7%の増となります。固定資産税の主な要因は新築家屋の増加、たばこ税については、加熱式たばこに係る増加が要因となります。

また、地方交付税では地財計画の伸びを反映し、基準財政需要額が増加することにより4,000万円、2.9%の増。町債が豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備事業に係る地域活性化事業債、旧八号線2歌詰橋整備工事の緊急自然災害防止対策事業債等により2億2,980万円、233.1%の増となっております。自主財源及び依存財源の構成比については、自主財源比率が1.0ポイント減少し、依存財源比率が1.0ポイント増加しました。

次に、歳出の主な増減は、総務費が豊郷小学校旧校舎群保存及び周辺整備の工事により2億6,256万4,000円、23.6%の増。土木費が緊急自然防止対策事業に係る旧八号線2歌詰橋整備工事により1億6,116万1,000円、35.1%の増となります。また、教育費が昨年度はスポーツ公園内バンガロー跡地整備のため増加しましたが、今年度は事業が完了したことにより4,812万8,000円、6.7%の減となっております。公債費は随時の繰上償還により定期償還額が減少しており、令和5年度は1,046万2,000円、5.2%の減となっております。

続きまして、歳出予算の中から新規と拡充の事業のうち主なものを抜粋してご説明申し上げます。

当初予算書45ページ、4会計管理費の17備品購入費では、コンビニでも見かける自分でお金を入れるセルフレジを会計室の窓口で導入する予定をしております。

次に、48ページ、9の交通対策費の14工事請負費192万5,000円は、以前一般質問でも答弁させていただいたとおり、町内に防犯カメラを設置する事業です。まずは試験的に5か所を考えております。

次に、51ページ、16の旧校舎管理費ですが、14の工事請負費2億1,301万5,000円は、旧校舎の雨漏りや廊下の床や前庭の舗装など、大規模に修繕を行う予定をしております。

次に、55ページから57ページまでですが、来年度、多くの選挙が予定されておりますので、その経費を計上しております。

次に、69ページからの児童福祉総務費では、子ども・子育て支援計画の策定を行う予定をしております。

次に、73ページの愛里保育園施設費の中の14工事請負費では、園庭にある総合遊具の更新を予定しております。

次に、83ページからの農業振興費では、従来の人・農地プランに代わる地域計画の策定の必要がございますことから、その経費を計上しております。

続きまして、89ページ、2の道路橋梁費の14工事請負費の緊急自然災害防止対策事業費では、歌詰橋整備工事を継続して実施し、16の公有財産購入費では、吉田愛知川線、吉田秦荘線の道路改良に向けての用地買収を実施してまいります。

続きまして、97ページの教育振興費、18の負補交の各小中学校等修学旅行参加補助金では保護者負担の軽減を図るため、小学生は1万5,000円、中学生は3万円に補助の拡充を行うことといたしました。

最後に106ページからの中学校費、2の教育振興費では、中学校の部活動の地域移行に向けてコーディネーターを設置し、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、その費用を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から議第20号から22号までの補足説明の方をさせていただきます。

それでは、まず、議第20号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算について主なものをご説明の方をさせていただきます。

まず、歳入では7ページ、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億2,453万4,000円、前年度から282万1,000円の減額、率にして2.2%の減ですけれども、こちらにつきましては総所得の減少、現下の経済情勢を勘案し減額計上となっております。なお、税率につきましては据置きとしております。

続きまして、8ページ、款3県支出金、項1県補助金6億9,490万6,000円、前年度から5,408万8,000円の増額、率にして8.4%の増ですが、保険給付費の増に伴います普通交付金の増によるものでございます。

9ページから10ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金8,673

万1,000円、前年度から588万4,000円の減額、率にして6.4%の減ですが、こちらにつきましては、職員給与費等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の減によるものでございます。

続いて、項2基金繰入金3,173万5,000円、前年度から2,747万3,000円の増額、率にして644.6%の増ですけれども、こちらにつきましては、税率を据え置いたことによる財源不足分の基金の取崩しの増によるものでございます。

続きまして、歳出では13ページから14ページ、款2保険給付費、項1療養諸費5億7,391万円、前年度から4,385万7,000円の増額、率にして8.3%の増となっておりますが、こちらにつきましては、滋賀県の医療費推計に基づく増となっております。項2高額療養費9,794万6,000円、前年度から1,171万円の増額、率にして13.6%の増ですが、滋賀県の医療費推計の増及び入院等の高額医療費が増加傾向にあるため増額の方を見込んでおります。

14ページから15ページ、款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費分1,546万4,000円の増額。項2後期高齢者支援金等分621万5,000円の増額。項3介護納付金分113万7,000円の減額については、令和5年度の県納付金算定の仮係数の結果によるものでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、本予算につきましては令和5年度の仮係数に基づきまして計上しております。今後、確定係数に基づく予算にする必要がございますので、補正予算の方を計上する予定です。併せて出産育児一時金につきましても、1件42万円で計上しておりますが、本議会に上程しております国民健康保険条例の一部を改正する条例案が議決いただけましたら、併せて補正予算の方を計上する予定をしております。

議第20号については以上でございます。

続きまして、議第21号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明の方をさせていただきます。

まず、歳入では32ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金1億1,256万2,000円、前年度から222万4,000円の増額、率にして2%の増ですが、介護給付費の増に伴います国庫負担の増となっております。

33ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金3,550万1,000円、前年度から457万1,000円の増額、率にして14.8%の増ですが、調整交付金及び地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業の交付見込みが増加したことによるものでございます。

34 ページ、款5 県支出金、項1 県負担金9,419万6,000円、前年度から187万円の減額、率にして1.9%の減ですが、施設介護サービス給付費が減少したことによるものです。

続きまして、歳出では39 ページから40 ページ、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費5億9,092万3,000円、前年度から756万2,000円の増額、率にして1.3%の増ですが、給付実績に基づく給付費推計による増額となっております。

40 ページから41 ページ、項2 介護予防サービス等諸費1,032万1,000円。前年度から308万3,000円の増額、率にして42.6%の増ですが、給付実績に基づく給付費推計による増額となっております。

42 ページ、項6 特定入所者介護サービス等費2,019万7,000円、前年度から891万7,000円の減額、率にして30.6%の減ですが、給付実績に基づきます給付費推計による減となっております。

43 ページ、款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業費1,116万8,000円、前年度から754万9,000円の増額、率にして208.6%の増ですが、こちらにつきましては人件費の増加によるものでございます。

議第21号については以上でございます。

続きまして、議第22号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入では60 ページ、廃目となっております項、後期高齢者保健事業費補助金41万4,000円の皆減ですが、令和4年10月から実施されました窓口2割負担に伴います補助金の終了によるものです。

続きまして、歳出では61 ページ、項2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金6,886万3,000円、前年度から30万円の減額、率にして0.4%の減ですが、こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき計上の方をしております。

ちょっと早口になりましたけども、私の方からは以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、議第23号令和5年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明いたします。

説明は7 ページ以降の予算計画書が詳細に記載されていますので、こちらか

ら説明いたします。

7 ページ、収益的収入では款 2 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 営業収益を 1 億 3,983 万 6,000 円。項 2 営業外収益、目 3 補助金 1,661 万円は職員給料及びインボイス制度に伴うシステム改修費。目 4 他会計負担金 805 万円は繰り出し基準に基づく統合前の簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る利子償還金、統合後の企業債に係る償還金の 2 分の 1 を一般会計からの繰り入れ。

8 ページ、収益的支出では款 2 2 水道事業費、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費 5,075 万 4,000 円の主な内容は、節 6 委託料 2,354 万 6,000 円のうち、浄水場包括管理業務 1,249 万 6,000 円。浄水場電気計装器保守点検業務 282 万 7,000 円など、浄水場の管理業務の他、メーター検針業務 362 万 9,000 円を計上しています。

続いて 9 ページ、節 8 修繕費 711 万 3,000 円は経年劣化などによる修繕、節 9 動力費 1,791 万 4,000 円は電気代高騰により増額しております。

続いて 10 ページ、目 4 総係費 2,841 万 3,000 円のうち、16 委託料として公営企業に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務として 165 万円。事業継続計画（BCP）策定業務が 553 万 3,000 円を計上しております。節 28 報償費 50 万円は滞納整理の弁護士着手料です。

12 ページ、項 3 特別損失、目 3 過年度損益修正損 46 万 8,000 円は、12 月の寒波による漏水の減免の費用です。

13 ページ、資本的収入では款 2 3 資本的収入、項 2 負担金、目 1 他会計負担金 4,930 万 2,000 円は繰り出し基準に基づく元金償還金の 2 分の 1 を一般会計からの繰り入れです。

14 ページ、資本的支出では、款 2 4 資本的支出、項 1 建設改良費、目 4 配水管設備改良費 1 億 3,383 万 9,000 円のうち、自家発電装置、逆洗ポンプ、電気機器更新などに 7,673 万 4,000 円。北部配水管耐震化布設替工事に 3,314 万 3,000 円を計上しております。

続いて、議第 24 号令和 5 年度豊郷町下水道事業会計についてご説明いたします。

こちら説明は 7 ページ以降の予算計画説明書が詳細に記載されていますので、こちらから説明します。

7 ページ、収益的収入では、款 4 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料 1 億 4,879 万 4,000 円を計上。目 2 雨水処理負担金 550 万 2,000 円、項 2 営業外収益、目 2 他会計負担金 1 億 27 万 2,000 円は繰

り出し基準に基づく繰入れ。目3他会計補助金1,132万5,000円は職員給与及びインボイス制度に伴うシステム改修費で一般会計から繰入れ。

8ページ、収益的収支では、款51下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費2,122万8,000円の主な内容は、委託料1,746万3,000円のうち、下水道本管の管路清掃及びマンホールの目視調査に553万9,000円、管路の内部調査を調査するための本管カメラ調査827万6,000円など、下水道の維持管理費を計上。

9ページ、目2総係費、節15委託料として公営企業に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務165万円を計上。

10ページ、目3流域下水道管理運営費負担金6,382万2,000円は、滋賀県の汚水処理施設である浄化センターへの汚水処理負担金。

11ページ、資本的収入では、款61資本的収入、項2企業債、目1建設改良費などの企業債2,920万円。項5負担金、目3他会計負担金3,080万円は繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入れ。

12ページ、資本的支出では、款71資本的支出、項1建設改良費、目1管渠築造費2,558万6,000円のうち、雨水流出解析調査業務1,852万4,000円。下水道施設台帳の更新、公共下水道基礎資料構築業務が442万2,000円。目2流域下水道建設費2,009万1,000円は、松原の汚水処理場浄化センターの更新改良に係る流域下水道建設事業市町負担金を計上しております。

以上、主な内容を説明させていただきました。お願いします。

河合議長

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

西澤博一議員。

西澤博一議員

それでは、令和5年度豊郷町一般会計予算について質疑させていただきます。

まず、44ページですけれども、委託料のところで人事評価制度運用支援業務委託料についての説明をお願いしたいと思います。一応、主要施策の中に載っているんですけど、どのような形で今までから進めておられたのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、47ページですけれども、ここも委託料の中で行財政改革推進事業支援業務委託料について、今までからどのように取り組んできたのかということをお説明してください。それも主要施策の中に載っております。

次、50ページですけれども、今、説明がありました旧校舎の施設の整備なんですけれども、2億1,000万円の予算で上がっております。これについて、やっぱり大切な旧豊郷小学校ですので、専門的な業者に委託されるのか、それとも一

一般的な業者等に入札等々をかけられるのか、その点の内容についてお願いしたいと思うのと、恐らく議会の方にも視察研修をさせるように総務課の方からも案内があるかと思えますけども、その点について答弁をお願いしたいと思えます。

続きまして、59ページですけども、民生費の中で12の委託料、重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料616万円上がっています。これは確か令和4年度から始まったと私は思うんですけど、約1年たちました、どのような取組をされたのか、これから委託先に対してどのように進めて行かれるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。予算については、また予算委員会でも聞きたいと思えます。

次、もう1点ですけども、特別会計の方で令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計について、何点かお聞きしたいと思えます。

まず、33ページですけども、調整交付金が前年度よりも200万円ちょっと増えております。これは5%か何かその関係のやつやと思うんですけども、それについてお聞きしたいのと、あと、1、2、3、4、5と交付金の増額があります。その点についてお聞きしたいと思えます。

もう1点ですけど、35ページ、繰入金の4番目の低所得者保険軽減繰入金でありますけども、約986万9,000円の保険軽減をされているんですけども、確か介護1から介護3の方々だと思うんです。対象者は600から650人程度かなと思うんですけども、今年度はその人数だと思うんですけども、これについての説明と、来年度においてはどうなのかということをお聞きしたいと思えます。

最後ですけども、介護保険の全体のことなんですけども、恐らく来年3月には保険制度を見直す年になってきたと思っております。今の令和5年度においても、次の年においても今後の介護保険の課題とか問題点があろうかと思うので、その点についてどのように考えておられるのか、答弁を願いたいと思えます。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員のご質疑にお答えをします。

まず、44ページ、人事評価制度運用支援業務委託についてでございますが、これにつきましては、今年度本町においても人事評価制度の導入をいたしまして、今年度は試行期間として今運用しております。ただ、来年度以降は本格的に実施をしなければならないので、これにつきましては、各職員の業績の目標の立て

方、また、それから管理職側で言うと各職員を評価する仕方等について、まだまだ不慣れでございますので、それについてアドバイス等をいただいたり、ヘルプデスクをつくっていただいて相談ができるような事業を考えております。

続きまして、51ページの旧校舎管理の工事についてですけれども、入札につきましては金額が金額ですので、恐らく一般競争入札になってくるのではないかなというふうに思っております。また、視察についてですけれども、視察については工事の進捗に合わせて、目玉というのかトピックになるような部分でご希望があれば視察いただくことについてはできるかと思っております。

工事につきましては、上の委託料の方で工事管理費を見ておりますけれども、現在のところ今年度設計をヴォーリズ建築事務所にしていただきましたので、来年の管理もしていただいて、変な工事にならないようにしっかりと管理をしていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

企画振興課長 はい。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 西澤議員の質疑に私の方から、47ページの行財政改革の今までの流れ等につきましてご説明申し上げます。

まず、1年目につきましては、役場業務の棚卸しを実施し、2年目につきましては、職員全体の補助金に対する研修、また、補助金の見直しについてのヒアリング等を実施しました。今年度3年目となりますが、行財政改革の総まとめ、また、来年度第5次総合計画の中間年でもありますので、その中間評価をしていただく予定をしております。

以上です。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは59ページ中段にあります、重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料についてご説明をさせていただきます。

令和4年度から実施させていただきます、今年度の相談件数につきましては8件となっております。この相談ですけれども相談者の同意の下、庁内連携、多機関連携を実施させていただきます、フェースシートを作成しまして、家族丸ごとの支援体制を整備するものでございます。支援関係者が集まりまして、訪問と情報の共有をさせていただきます。

以上です。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から西澤議員のご質疑にお答えします。

議第21号介護保険事業特別会計当初予算の33ページで、各調整交付金等の増額分の理由はということですが、調整交付金につきましては、今年度4.11%という確定の方が来まして、令和3年度が4.49%だったかと思うんです。当初予算計上時点においては、令和3年度の実績に基づいて調整交付金の方を設定させていただきましたので、若干の増となっております。

地域支援事業から2、3、4、5の増額の理由ということですが、それぞれ事業費に応じて調整交付金なり交付金の方は入ってまいりますので、その事業費が全体として伸びておりますので、その分は見合いで増えている部分と、包括的支援事業、任意事業の増額が大きかった理由については、先ほど詳細の方の補足の説明でも申し上げましたけども、令和4年度から地域包括支援センターに職員が1名増員されましたので、来年度そちらの職員については包括的支援事業として人件費を計上する形になりますので、見合いで交付金の方が増額になるということがございます。保険者機能強化推進交付金と努力支援交付金については、国の方で来年度の内示というわけではないんですけど、おおむねこの程度入りますよというお知らせがありましたので、見合いの分で予算の方は計上しております。

続いて、35ページの低所得者保険料軽減に要する費用分の繰入れの人数ということですが、今現時点の当初予算算定時の見込みとしては1から3段階で726人分を見込んでおります。詳細については、第1段階が328名、第2段階が215名、第3段階が183名で計726名を見込んでおります。こちら令和3年度の決算ベースで706名でしたので、全体としては若干増えているかなと。ただ、介護保険の被保険者数の増と比べると、増加率の方はそこまで高くなっていないので、今後もこの数字を推移するのかなというふうには現時点では想定しております。

来年度、第9期の介護保険事業計画の策定に向けての課題と問題点ということですが、現時点で想定し得るのが新型コロナウイルス感染症の影響で、第8期の令和2年度から令和4年度の給付の見込みが基本的に何もなかった年と全く違う状況になっておりまして、過去は国の方から恐らく推計はこの程度にしなさいねみたいな案内があったんですけども、第9期の計画については、国の方から恐らく推計が示されるかと思うんですけども、当然、地域によってコロナの状況というのは違いますし、うちの町と、例えばですけども大津市では状況の方も異なりますので、単純に国の推計をそのままぽんと当てはめて給付の策定が難しいなというのは現時点では考えております。

全体としては、利用控えが若干あった部分で、給付が伸びなかった部分で、当

然その分基金の方に積み立てられはできたんですけども、例えば、その基金を全額投入して介護保険第9期の引き上がる部分を抑えにかかるとか、9期で全て基金を使ってしまって第10期の計画で跳ね上がる部分をどう考えるのか、そこも踏まえて第9期の計画策定はかなりちょっと難しい形になろうかと思っておりますが、現時点で厚生労働省の方から第9期の策定に向けての推計等のアナウンスの方が今のところありませんので、現在、ニーズ調査の方を実施しておりますので、そのニーズ調査を踏まえてどの程度の給付率にしていこうかというのは、今後、調整をしていく必要があるかなというふうには現時点では考えております。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ここで昼食のために暫時休憩をいたします。

再開は1時です。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

河合議長 それでは、午前に引き続き再開いたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第19号令和5年度一般会計予算について質疑を行います。

総枠で町長からも提案がありました。私は2点につき町の対応でお聞きしたいのは、1点目は、豊郷は比較的健全な財政運営はしていると思うんですけども、基金の残高とそれから町債の残高、この問題でやはり町長の新年度予算案、一般紙にも町長の工事のいろんなのも書いて出しておられましたけど、やはり豊郷町の基金の中で問題なのは財政調整基金が減少しているという問題だと思うんですね。

河合議長 議題何号ですか。

今村議員 議題19号一般会計予算についてです。総枠で、総論でお聞きしております。ページ数は言うていません、今。ページ数じゃなくて総枠でお聞きしておりますので、議長認めてくださいね。

その問題でこの会計で財政調整基金も必要財源として繰り出すという形になっておりますが、この財政運営はいかなものかと思えます。起債も特に言うと

企業会計の水道、下水道起債がずっと減らないと。この問題を、非常に町政を今後人口減少の中でどういうふうに考えておられるのか、そのことを議会の今日は本会議ですから町長に答弁をいただきたい。

2点目は、一般会計当初予算の120ページでございます。職員の状況、特に私が思うのは、給与及び職員手当の増減額の明細ということで、給料が減額982万4,000円、その中でその他の増減分1,661万5,000円の減額です。これは、説明では新規採用、退職者及び人事交流と書いてあるんですね。この問題で、豊郷町に奉職していただいた職員の皆さんが、一定経験積んで職員としての能力も発揮していただいているのに中途退職が続く。今年度も新規採用もされるんでしょうが、このことをどういうふうに考えておられるのか。

121ページの下のところ職員数、一般職、特に令和5年1月1日現在、5級、6級のいわゆる課長。また、6級は特に重要な業務を行う課長、というのが令和4年1月1日現在よりもこれでいくと2人減っています。そういう管理職になっても辞めていく、この現状をやっぱり深刻に受け止めなくてはいけないんじゃないかと思うんです。その辺は先ほどの総務課長などの答弁なんかは、これからそういういろんな勤務評定をして、いろんな課長がどう判断するのかというの、なかなか私は非常に問題があるなと思いますけれどね。給与も60歳から下がるというのが、そういうのが国はなんせ地方行革、職員リストラ、今の地方公務員なんか半分いたら十分できると、そんなことを国は言っているんですよ。

だからそんな話で若い希望を持って豊郷に来てくれた職員が、ここで全体の住民の奉仕者として頑張っていこうと思って純粋な気持ちで来ても、途中からこの仕事じゃなくてもいいわと辞めていくような状況がこれから出ない……。

**河合議長** 質疑ですか。

**今村議員** そうですよ、だからそれに対して町として、伊藤町長は、これまでもそういうことを経験されておりますが、今の豊郷町の職員の育成に対してどういう課題があるというふうに考えておられるのか、町長姿勢をお伺いしたいと思います。よろしく。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 伊藤定勉町長。

**伊藤町長** それでは、当初予算についての質疑にお答えいたします。

基金は少なくなりました。何でか言ったら、この庁舎に安全な町民の命を守るための防災組織をしたためでありますし、それと岩倉、歌詰橋の改修等で若干投資的なものが多くなっております。これからやはり基金の方も増えてまいりま

す。やはり町民の皆さんを守る、そして職員を育てていくというのは町長に与えられた職務ですけれども、議員さんも職員を育てる義務があると思います。そこらも十分考えてもらわんと、しっかり職員頑張っています。特に豊郷町の場合、よその町と比べて正職の数が少ない状況の中で頑張っていていただいておりますので、その点で基金も今日まで積み上がってきたものであります。どうぞこちらばかり言わんと、皆さんも本当に職員を育てようという意識があるのかなのか、一遍胸に手を当てて考えていただきたいと思います。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 町長は議会議員の対応が職員をひるませているみたいな言い方をされたんですが、私の質問は、この豊郷町のトップの町長としてどうしたら今の職員さんの皆さんが自分の仕事に誇りを持って、そして、やりがいを持って豊郷町で働いていただけるか、そのことを行政のトップとしてどう考えているのですかという質問をさせていただいたんです。その点についてはお答えはなかったと思うんですが、もう一度答弁してください。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 再質疑にお答えします。

しっかり職員とはコミュニケーションを図りながら、いかにスキルを上げていくか、そしてまた、しっかりと支えていく、それぞれ職員一人ひとりが支え合う組織をつくっていこうということで話をしております。ただ、お友達組織ではあかんぞということだけ言っておきます。さらにそれぞれが牽制し合いながら、やはり良好なサービスを町民の皆さんに提供するのが我々の役目ですから、そういう意味でそれは誠心誠意尽くさせていただいております。しかしながら、行政、我々仕事をする者もですけれども、議員の皆さんもしっかりまた支えていただきたいなど。そしてこれは町民の皆さんにも支えていただいて、それでよい町になると、そのように私は思っておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いたします。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 もういいです。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員     それでは、令和5年度豊郷町一般会計予算につきまして、議第19号につきまして質疑をさせていただきます。

まず、51ページです。51ページの上の方、14の工事請負費が2億1,301万5,000円上がっております。その中で維持補修費が、校舎をきれいにとか、傷んでいるところを直すという予算かと思うんですけども、特に、あの建物を21年度でちゃんと工事を1回して、きれいに再生されましたよね。特に目立ったのが、講堂の外壁の黒ずんだのが数年前から目立つなと思ったんです。そういうのはサイクルとして、例えば10年に1回はしなければいけないとか、何かヴォーリズさんから聞いたりしておられるんでしょうか。今回の工事でまたきれいになるんでしょうけれども、その保証期間とかそういうのがあるのかないのかを教えてください。

65ページです。これは隣保館についての委託料の中、一番下の特殊建築物定期調査委託料が上がっております。この項目は全ての保育園だったり、学校だったりにも上がってきていますので教えていただきたいんですけど、設計をされたところが、例えば隣保館でしたら青山設計さんですよ。そこがするものなのか、入札等で他の業者になる可能性もあるのかななどを教えてください。

そして、その上の高齢者地域ふれあい交流事業委託料、これは度々話題になっております隣保館で行っておられる事業なんですけれども、町の真ん中であって利用しやすいとかいろんなメニューで楽しめるというので、とても皆さんに人気なんですけれども、この予算は人数的には増えそうなのかどうか。そして、行きたいけれども行けない、送り迎えがないから我慢している、やめたなどの方も伺っております。そういう点について、協議をなさったのかどうかを教えてください。

69ページです。児童福祉総務費の中の報酬で、指導員報酬とあります。これがどういう配分になるのか、1,591万9,000円がどうなるのかというのと、その下の子ども・子育て会議委員報酬に44万円使って計画を練り直されるんですけれども、何人を想定なさっていて、年に何回ぐらいこの協議をなさって、そしてまとめはいつぐらいになるのか、というのを説明してください。人数だけではなく、どういう分野の方をお願いをしたいと思っていらっしゃるのか教えてください。

それから、報償費の中で虐待対応強化支援員謝金とあります。この方の活躍ぶり、どういうことに期待していらっしゃるのか。そして、その様子等はどのような形でつかんでいかれるのか。虐待で苦しんでいる、悩んでいる子どもたちの人数も現時点で結構ですので教えてください。

そして、次の70ページに保育士等人材紹介料、ここにも挙がっております。これは崇徳、愛里、両方含めての計上なのか教えてください。

宿舍借り上げ支援事業補助金198万円、何人分か。保育士等奨学金返還支援事業費補助金18万円、これは非正規の方にも広げたらどうでしょうかと提案をしていますが、正職の方だけなんでしょうか、何人なんでしょうか。

そして、3の愛里保育園施設費の中の報酬で、保育士1,336万円が上がっていますけれども、これは先ほどの一般会計補正予算でもお聞きしましたけど、正職8時間、6時間、勤務形態がいろいろ違いますので、何人ずつを想定しておられるのか教えてください。

次が73ページの児童館費です。項目は74ページに書いてあります。施設整備費として工事請負費が上がっております。どのようなところを直されるのか教えてください。

続きまして、83ページの農業総務費の中の18負補交、農業経営継続支援事業補助金、これは何件というんでしょうか、何人というんでしょうか、該当する件数及び人数を説明してください。

89ページです。道路橋梁費の中の14工事請負費の中の下の方、公共施設等適正管理推進事業費、相当な額が上がっております。この具体的な内容、これを取り組むに当たった協議の様子等を教えてください。

また、緊急自然災害防止対策事業費、これは歌詰橋辺りの路面とかを改修するようなことをおっしゃっていましたが、これに対しては工事の内容がちょっと分かりませんので、もっと詳しい何か資料はないでしょうか。よく地域整備課が資料を提示して、こういうふうにしますというのを資料提供いただいて、イメージが湧きやすいんですけども、この事業に対してもそういう書類等を提示いただけたらと思います。

そして、16の公有財産購入費3,140万円が上がっていますけれども、これの平米当たり、または反当たりの価格設定はどのように設定されるんでしょうか。

続きまして、94ページの負補交の中で下の方です。防災士資格取得助成補助金を計上されていますけれども、何人分に当たるのでしょうか。この資格を取った方はどのような場面で年に何回とか、その後も勉強したりとか、何かのときに活躍する場はどのようになるのでしょうか。また、その下の感震ブレーカー等設置事業補助金、これも具体的に説明をお願いします。

次が96ページの教育振興費の中の報償費で319万4,000円とあります。そして説明書の方を見ますと、町費の講師の金額というのは7万4,000

円というのが上がっていきまして、それとの絡みでこの34万円というのはどう  
いう講師に当たるのかを説明してください。

97ページの委託料、図書館司書人材派遣委託料が上がっていますがけれども、  
去年と財源が変わっているんですね。どうして財源の内訳が変わったのかの説  
明をお願いします。

そして、最後です。107ページの教育振興費の中の負補交におきまして、私  
は一生懸命探したんです、地域スポーツクラブ活動体制整備事業というのを町  
は予算の説明のところに載せておられたんですけど、この事業名が負補交には  
上がっていなかったんです。先ほど言いましたこの事業はどこに上がっている  
かを教えてください。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に51ページです。51ページの工事請負費の部分で豊小の外壁等  
のご質疑やったと思うんですけども、これにつきましては、特に何年おきに必  
ずせなあかんというような基準はございません。あくまでも外壁の汚れですの  
で、やっぱり汚れの程度によってする、せえへんを決めていくというようなこと  
で、今回、外壁洗浄も行いまして、また、講堂と旧図書館の入り口に縦に雨垂れ  
が起きないように措置もしようというふうに考えておりまして、きれいなまま  
維持できるようにと思っております。

保証については、またそれぞれの部分部分によって保証期間があるもの、ない  
もの、また年数等も違いますので、それぞれありますということでお返事させ  
ていただきます。

それから、94ページです。94ページ、災害対策費の防災士資格取得助成補  
助金につきましては、これにつきましては、最大で8万1,000円を補助する  
制度でございまして、3字で各1人ずつということで3字分見させていただ  
いております。今年度につきましては、1人行っていただいておりますし、過去に  
確か4人やったかぐらいは受けていただいております。これにつきましても各  
字で防災のリーダー的な役割を担っていただくということで、災害が起こりま  
して避難所等が開設されたときに、各避難所でリーダーシップを発揮してい  
ただけるのではないかなというふうに考えております。

それから、その下の感震ブレイカー等設置事業補助金につきましては、これに  
つきましては、最近個人のお家についているブレイカーが地震等で建物が壊れ

て停電になって、電気が再び通ったときにそこが元で火事になるというのが過去の地震災害等でありました。それを回避するためにブレーカーで地震を感知したら自動的にブレーカーがオフになるというブレーカーが最近開発されてきているということで、これを取り替えられる場合において町が補助をしていこうということで、大体感震ブレーカーそのものが2万円程度かかるということをお聞きしておりますので、その半額を補助するというので、半額の1万円で差し当たって10件分見させていただくということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

人権政策課から65ページ、特殊建築物定期調査委託料でございます。これにつきましては、特殊建築物の調査及び定期報告に伴う改善報告業務ということで、委託を行う予定をしております。入札行為は行いません。

それと、高齢者地域ふれあい交流事業についてですけれども、登録者は現在35名、10の自治会の人利用されております。送迎等についてはいたしておりませんが、若干ですけれども利用人数等は増えておりますので、よろしくお願いいたします。

74ページの隣保館の14工事請負費についてですけれども、児童館の東側に駐車スペースというか一部舗装してあるところがあるんですけども、建物の真横でございますが、そこが若干舗装できていない部分がございますので、その舗装と、逆の西側のフェンスでございますけれども、そちらの方がもう大分老朽化しているということで、新しくフェンスを設置するというのでございます。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 保健福祉課からは69ページです。中段にあります報償費、虐待対応強化支援員謝金219万円ですが、こちらの事業につきましては、国の補助金を使いまして令和5年度から配置するものです。要保護児童対策地域協議会機能強化事業として、支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員を配置するために計上しております。現在の管理件数は36件です。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 私の方は83ページ、負補交、農業経営継続支援事業補助金556万円についてですけれども、こちらにつきましては豊郷町内に住所を有し、令和5年度に水稻、麦、大豆、野菜等を生産、また販売する農業者さんに対して補助金を出す予定をしております。人数をお聞きされておられたと思いますけど、人数につきましては約230名を想定しております。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の質疑にお答えします。

89ページの14工事請負費の中の公共施設等適正管理推進事業費、これは何ですかということですが、道路の舗装につきましては、路面性状調査という特殊な車を走らせて、町道なんですけども、亀の甲とか、わだちとか、いろいろ傷んでいる箇所を調査して、その傷んでいる部分を5年間の計画を立てて直すとか公共施設等管理事業推進事業債という起債が張れますので、その事業となっております。

次に、緊急自然災害防止対策事業費は、先ほどの歌詰橋のことなんですけども、今後の予定が分からないということでしたが、2月22日の全協で3月以降のスケジュール表をお渡ししています。その中に全ての道路工事の内容を書かれていますので、そちらをご覧ください。

次に、16の公有財産購入費の用地買収費は価格とか協議はどうなっているのかということですが、12の委託料の中に鑑定委託料というのを196万6,000円見ておりますが、今年度に吉田秦荘線の道路拡幅に伴う不動産鑑定を行って、その後用地買収に入っていくということでございます。

以上です。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

69ページです。子ども・子育て会議員報酬ですが、20人の4回分を見っております。こちらにつきましては、学識経験者でありましたりとか、関係行政機関の職員、関係団体の代表者を想定しております。

引き続きまして、70ページです。保育士等人材紹介料支援事業費補助

金100万円でございます。こちらは崇徳保育園の2件を見込んでおります。宿舍借上支援事業補助金につきましても、崇徳保育園に係る3人分を見込んでおります。保育士等奨学金返還支援事業費補助金につきましては、3人分を見ております。

引き続きまして、愛里保育園施設費の保育士でございます。こちらにつきましては、週にかかる時間等はそれぞれ違ってまいりますが、7時間につきましては1人、6時間を8人、4時間を1人で見込んでおります。

引き続きまして、96ページの教育振興費、7報償費の講師謝金でございます。こちらにつきましては、校区圏の研修としております関係で講師謝礼。特別支援教育アドバイザーの講師派遣に伴います金額ならびに外国人児童・生徒用の資料を反訳してもらうときの講師謝金を上げております。

引き続きまして、97ページの図書館司書人材派遣委託料の財源につきましては、いま一度確認しておりませんのでお答えできませんので、委員会でお答えさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

河合議長

再質疑ありますか。

高橋議員

はい。

河合議長

高橋議員。付託案件ですので簡明にお願いします。

高橋議員

はい、分かりました。

それでは、51ページの工事請負費については、外壁等の汚れ等は特に保証期間はないという返答だったんですけれども、その当時よくいらっしゃったのは教育長かなと思うんですけど、これはちょっと汚れがひどいとか気づかれたのはいつ頃からだったんでしょうか。もうちょっと早くしたら被害が少なくなっただんじゃないかと思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

それから、特殊建築物定期調査委託料というのはどの施設も当時設計をなされたところがすると、そのように思っていたらよろしいんでしょうか。特に隣保館だったら青山設計、それで合っていますか。そしてこれは節目があったと思うんですよね、何年後とかにしなければいけないという決まりがあったと思うんですけれども、隣保館については今までに何回ぐらいこういう調査をして、そのたびにいろんな指導助言とかがあったと思うんですけれども、そういうサイクルはどうなっていたのかというのを教えてください。

それから、69ページの子ども・子育て会議委員報酬につきまして20人とお聞きしました。この中には小中学校の保護者代表とか、学童保育の保護者代表とか、そういう方が今後は本当に入っていないと生の意見が入っていないと

思うんですね。そういう点では、先ほどざっといつものパターンの依頼者のお名前、そういう団体とか委員をおっしゃいましたけれども、ぜひ生の声を届けるための委員を募集するべきではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

そして、89ページの緊急自然災害防止対策事業、内容は見ただけではちょっとイメージが湧きませんが、自然ができるだけ残る形になるのかどうか、コンクリートでやってしまうのかなども教えてください。用地買収についてはもちろん鑑定が終わってからでしょうけれども、豊栄のさとの駐車場をつくる時とか、日栄小学校の駐車場をつくる時でしたか、とにかく広げなければいけないというときにとんでもない、私はその当時議会にいませんでしたけれども、もうびっくりするような額がありましたけれども、そういう感じになりそうなのかどうかを教えてください。

以上です。お願いします。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

51ページ、旧校舎の維持補修費について、いつ頃汚れに気がついていたのか等のご質問やったと思うんですけど、汚れについては、いつというはっきりしたあれはないんですけど、だんだん黒くなってきたなというのは前から気づいております。ただし、ご承知のとおりあれだけの規模になりますので、あそこだけやるというわけにもいかず、少し手を出しますとこれぐらい大規模になってしまいますので、まとめてするしかないということで、現在させていただいております。また、被害という単語を使われましたけれども、汚れですので被害ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

特殊建築物の委託について、設計業者がするという事はないので、これからまた見積り等を取り寄せて行っていきたいと思っています。それとあと、何年に1回という話ですけども、確か私の記憶ですと3年に1回やったと思います。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 高橋議員の再質疑にお答えします。

89 ページ、緊急自然災害対策事業費、歌詰橋はどうなるのかということなんですけども、第1期、愛荘町側の橋のような感じが豊郷側にもできるというふうに思ってもらえれば結構です。あと、吉田秦荘線は豊栄のさとか愛里保育園の日栄小学校の駐車場のようことはないのかということなんですけども、県道とかでも不動産鑑定士が入ってその価格を出してから買収に入というのが道路事業では通例ですので、そのように行います。

以上です。

教育次長 はい、議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

子ども・子育て会議委員の件でございますが、生の声をということですが、今後、委員さんに向けてはどのような方を選定させていただくのか検討させていただくこととなりますので、参考にさせていただきたいと思います。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。もうよろしいか。

高橋議員 委員会です。大丈夫です。

河合議長 ご苦労さん。

鈴木議員。

鈴木議員 議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算に対する質疑をさせていただきます。

1点だけ説明をお願いいたします。主要施策の概要の2ページには、温室効果ガス削減の取組云々に係る各種経費を計上し云々と説明がありますが、非常にこれから大変重要な政策課題だというふうに私も思っておりますが、この温室効果ガス削減の取組が具体的にどの事業に反映をされているのか説明をお願いしたいと思います。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の質疑にお答えいたします。

温室効果ガス削減の取組に関してでございますが、こちらの方は社会的な取組として行っていくようにしております。今年度の令和5年度の事業として、事業費としては上がってはおりませんが、当町におきましては、生ごみ堆肥

化事業を行っておりまして、そちらの方をもっと継続的に拡大していく取組を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 主要施策の概要に温室効果ガス削減の課題に取り組むと、非常に私も重大な政策課題だと思っております、ぜひこれには取り組んでいかなければならないと、取り組んでいただきたいと同感するんです。ですから、お聞きしたいのは具体的にここに予算を計上したと書かれていますので、今の説明だと、従来の生ごみ云々の中が、それが温室効果ガス削減の取組になると。それはよく私も理解をしています。しかし、ここでこう書かれているわけですから、やはりここでは温室効果ガス削減の取組を具体的な事業として上げるべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えをします。

議員おっしゃるとおり2ページの方には温室効果ガスの削減取組ということで、あえて記載をしております。それにつきましては、先ほど住民生活課長が申し上げましたとおり、主要施策の概要で申し上げますと、26ページに生ごみ減量堆肥化推進事業ということで上げさせていただいております、議員ご指摘のとおり従来からの継続事業ではないかということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、今、社会一般的、本町におきましても温室効果ガスの削減に向けては意識をしていかなければならないというような観点から、あえてここに書かせていただきまして、また、今後効果的な事業を検討しまして、町としても政策を立案してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第19号令和5年度豊郷町一般会計予算

を予算決算常任委員会に、議第20号令和5年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算及び議第21号令和5年度豊郷町介護保険事業特別会計予算ならびに議第22号令和5年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第23号令和5年度豊郷町水道事業会計予算及び議第24号令和5年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第19号を予算決算常任委員会に、議第20号、議第21号、議第22号を文教民生常任委員会に、議第23号、議第24号を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第28、選挙第1号湖東広域衛生管理組合議会議員の欠員により補欠選挙を行います。

選挙は投票にて行いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

議会事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、辻本勇議員、3番、中島政幸議員の両名を指名いたします。

投票用紙を配付します。

議会事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のため申し上げておきます。投票は単記無記名であります。

なお、この湖東広域衛生管理組合の選出議員数は1名であります。

よって、高点より1名が選出されます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方はよろしく申し上げます。

議会事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。2番議員から順番に投票をお願いします。

議 員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認め、投票を終わります。  
開票を行います。立会人の方はお願いします。

議会事務局長 (開票)

河合議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、辻本勇議員 6 票、鈴木勉市議員 4 票。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。

したがって、辻本勇議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議会事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま、湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました辻本勇議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第 29、請願第 1 号精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号は会議規則第 92 条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

日程第 30、発議第 1 号豊郷町議会の個人情報保護に関する条例案を議題といたします。

西澤清正議員、提案理由の説明を求めます。

西澤清正議員 議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 それでは、新個人情報保護施行に伴う議会の個人情報保護について説明します。

豊郷町議会の個人情報保護に関する条例案については、個人情報保護制度の見直しにより、個人情報保護法、行政個人情報保護法、独立行政法人保護法の三法が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合の後、全国的な共通ルールを法律で規定し、その所管を個人情報保護委員会に一任されます。また、内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの報告書では、議会については、現行の行政個人情報保護法が行政機関を対象として、国会

や裁判所をその対象としていないことの整合性を図るため、新制度の適用対象外とすることが適当であるとしながらも、個人情報保護法、第2章、第3章及び第69条第2号、第3号における地方公共団体機関には議会も含まれており、個人情報の適正な取扱いを確保する責務があるとしています。

本町の議会において、豊郷町議会が保有する個人情報の保護に関する規定を制定し、豊郷町議会に係る豊郷町個人情報保護条例、平成17年豊郷町条例第19号の施行については、豊郷町個人情報保護条例施行規則、平成17年豊郷町規則第21号の規定を例によるとしてきたところであります。しかし、新個人情報保護の適用除外により、議会個人情報保護法の制度を設けなかったとすれば、議会における個人情報が保護されないことになり、また、個人情報の取扱いにおいて町執行部との差異が生じることになるため、こうした点について住民の理解を得られるかどうか、また、個人情報の取扱いを確保する責務を果たせなくなるものと考えます。

したがって、今回の条例案の作成に当たっては、新個人情報保護法との整合性の下より、全国町村議会議長会をはじめ、3議長会が総務省及び個人情報保護委員会と協議した条例の例を提示されたことから、この例を基に作成した上、町執行部が作成する個人情報保護条例との整合性ならびに罰則に対する検察庁と協議を踏まえて作成しております。

なお、議会の個人情報の対象としては、基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定しており、議員が活動を通じて議員単独で作成し、また取得する個人情報は想定しておりません。ただし、議員として条件に規定されている個人情報の規律を遵守する責務がありますので、申し添えて、以上、説明といたしますが、同僚議員の賛成をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**河合議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

**今村議員** はい、10番。

**河合議長** 今村議員。

**今村議員** それでは、ただいま提案者から説明を受けました豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例、これの中で特にお聞きしたいのは、第12条、利用及び提供の制限という条項の部分ですが、第12条では、議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。また、同2項には、前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用

目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないということで、(1)、(2)、(3)、(4)と挙げておられますが、(1)、(2)、(3)、(4)について、うちの議会におけますらどういふことを想定しているのか、ちょっと説明していただけますか。

議会事務局長 はい、議長。

河合議長 局長。

議会事務局長 失礼します。本来ですと発議について私から説明することはないんですが、議長の方が今ほど許可をされましたので、お答えをさせていただきます。

今ほど今村議員さんのご質疑をいただきました件については、まず、第5条のところで利用目的の明示というのが書かれております。

今村議員 第12条の項目を説明してほしいんですけど。

議会事務局長 第12条に関わることとして、第5条の方も見ていただきたいんです。第5条のところで2行目になるんですが、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないというのがここで書かれております。その下に(1)、(2)、(3)とあるんですが、それを踏まえまして、今ほどの第12条のところを見ていただいて、(1)については、当然ながら本人の同意がある場合ということでございます。本人が明示をしてもいいよということであれば、本人に提供をすると、要するにご自身のことについてご自身が請求された場合というのを想定していただいた方がいいのかなと思います。

(2)については、法令等の規定ですので、今現在、この条例の作成段階ではこれというのを想定しているわけではないんですが、必要があった場合についての条文として(2)の方を制定されています。

(3)については、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、ずらずらというふうに書かれているんですが、これについては、個人情報を提供する場合においてというふうには書いているんです。書いているのは、法令に基づいて提供できる場合を考えていますが、基本的には個人情報については本人さんの同意を得るということを考えていますので、本人さんに同意を得た上で、相当の理由をもって利用することの理由がある場合というふうを考えています。

(4)については、前3号に掲げるですので、(1)、(2)、(3)に掲げる場合の他ということで、統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、そういった統計調査のために本人以外の者に提供することが明らかな場合というふうなことで書いております。これについても、基本的には

個人情報については本人さんの同意を得ることが第1条件になりますので、そこが大原則になってくるというふうに考えています。

以上です。

**河合議長** 再質疑ありますか。

**今村議員** はい。

**河合議長** 今村議員。

**今村議員** 議会において個人情報がきっちり保護されるかという問題で一番基本なのは、やはり情報の自己決定権、本人の個人情報、それを保障するというところにあるんですけど、でも、この条例からいけば（1）番目は本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。（2）番目は議会でそういう権限に属した中で判断して相当の理由があるとき。（2）、（3）、（4）なんかは本人の同意がなくてもできますよということを書いてあるんですよ、読み方によったら。だからこれは非常に危険な条項だなと私は思うんですよ。

なぜかといいますと、本来、憲法には基本的人権として個人のプライバシーを守るということを保障する基本的人権はあるんですけど、条例は上位法に沿った中でそれを徹底しなければいけないという義務も一面ではあるんです。そういう面では、私は議会の個人情報保護条例に関する条例というのは何か不備があるなというのを非常に感じるんですけども、その点について、議会において個人情報をいかに守るかという形の一方で、やっぱり情報公開というのは三権分立の中で議会の公開は原則ですよ。それとの兼ね合いで個人のプライバシーがいかに損害を受けないかということを確認にしない限り、これはちょっと厳しい、運用の仕方によっては非常に困るときも出るんじゃないかというふうに懸念を持っているんですが、そのことはどうお思いですか。

**議会事務局長** はい、議長。

**河合議長** 局長。

**議会事務局長** それでは、失礼します。今村議員の再質疑にお答えをいたします。

今村議員さんが危惧されていることというのは承知をいたすんですけども、これまでの取扱いと変わらないという点から言いますと、ここで書いてある議会が法令の規定によりということなんですが、今までですと町の執行部の方で開示請求が認められていました。それが準用されてきたということですので、その取扱いについては変わらないというふうに認識をしています。

もう一方で、今村議員さんがおっしゃった議会の公開をしていかなあかんとというようなものについては、できるものであれば個人情報を除いて公開をしていけることであろうと。もう1つ心配されているというのは、議会が出た個人情報

報自体が議会の中だけで収まるものかどうなのかというところもご心配いただいているようですので、それが先ほど西澤議員さんがおっしゃっていました、議員さんが保有する個人情報については対象ではないということになります。

ただしということで付け加えをしていただいたんですが、今回、個人情報保護条例を策定するに当たっては、先ほどの説明の中で、国会、裁判所をその他の対象から除いたといったことの整合性によって、地方議会の方についても対象から外されています。

そういったことで、これまでのように準用ができないということから、今回、新たにこの条例の制定をしていただくことになっております。この条例自体は従前と何ら変わるところはございませんが、個人さんが、例えば議会で保有する個人情報を開示請求したとしても従来の取扱いは変わらないです。議員さんが個人情報の請求をした場合についても、これまでの取扱いと変わらないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 理解できんからもういいわ。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

今村議員。

今村議員 それでは、豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例、この発議案に対しまして反対討論を行います。

今、事務局の方からの説明いろいろお聞きしましたが、国民のプライバシーを守る権利というのは憲法が保障する基本的人権であります。その中で憲法には三権分立が基本であり、立法、司法、行政は独自性が認められて、立法権であるこの地方議会は公開というのが大原則です。こういった中で、町議会の個人情報の保護に関する条例、先ほど問題点も指摘いたしました。今、本来必要なことは、個人情報やプライバシーを保護するための条例はどういうものなのか、また、その法律はどうあるべきか、ガイドラインの整備や行政と、今、企業がすごく国民の情報を欲しがっている。こういった中でいかにそれを国民の立場で監視監

督する第三者機関の設置や、事業者への個人情報漏えい事件などの消費者の通知義務、十分な救済救援、情報の自己決定権などを保障することが一番今大事です。

こうした中で政府が法案をつくって、それを可決されてきておりますが、これまでの自公政権の中で、元安倍政権の下では森友、加計、それから桜を見る会、こういった一連の疑惑解明に背を向けて、公文書の廃棄や改ざん、また、国会での虚偽答弁、元安倍首相は百何十回、虚偽答弁しました。こういったことに対するしっかりとした制裁もなく、情報公開もなく、個人情報、プライバシーの保護とってそれが本当に履行されるのか。議会の個人情報も履行されるのかというのは甚だ疑問を持ちます。この条例案の中身を読んでいると。

まだこれは当議会においては、他の議会のこういう条例のことも調査しながら本議会において議会で個人情報をいかに保護していくか、こういったことを今後の検討課題としてはありますが、それと同時に情報をしっかり国民、町民に知らせる、このこともなければ、これは隠蔽やそういう改ざんにつながってしまうという危険性を非常に感じますので、今回の上程には反対といたします。

河合議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号豊郷町議会の個人情報の保護に関する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第31、発議第2号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

発議第2号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研修会や会議に参加する場合には、議会の議決が必要ですので、提案するものであります。

お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、発議第2号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付した日程表により、審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれを持って散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 1 5 分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和5年2月28日

豊郷町議会議長

議 員

議 員